



令和3年9月13日
寒地土木研究所企画室

報道機関各位

国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所『共同研究者の募集』について

～寒地土研提案型公募共同研究(1件)募集～

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所では、新規に実施する以下の共同研究について、共同研究者を募集しますのでお知らせします。なお、研究内容等の詳細につきましては、担当チームにお問い合わせ下さい。

■ 寒地土木研究所が提案する公募共同研究

【課題名】 越水発生から堤防決壊までの時間を引き延ばす水防工法に関する研究

■ 募集期間 令和3年9月13日(月)から令和3年10月8日(金)17時まで

■ 寒地土木研究所の共同研究制度の概要や申請書等の書式につきましては、寒地土木研究所ホームページに掲載しております。
(<https://www.ceri.go.jp/contents/research/research04.html>)

☒ 公開	☐ 一部公開	☐ 非公開
取材ご希望の方は、下記まで御連絡下さい。		

問い合わせ先					
国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所					
全般的なことについて	企画室	室長	ナガイ 永井 トモユキ 智之	TEL : 011-841-1636	(内線250)
	寒地河川チーム	上席研究員	オオグシ 大串 ヒロヤ 弘哉	TEL : 011-841-1639	(内線270)
研究内容等について	寒地水圏研究グループ	上席研究員	マエダ 前田 シュンイチ 俊一		(内線271)

別 添－１

１．共同研究の名称

越水発生から堤防決壊までの時間を引き延ばす水防工法に関する研究

２．共同研究の概要

<共同研究の目的>

越水発生から堤防決壊までの時間を引き延ばす技術に対する行政ニーズが近年高まっているが、現在の水防工法における越水対策は、堤防からの越水を防ぐことに主眼が置かれており、越水発生以降に適用可能な工法は確立されていない。越水発生後に機能する水防工法として、シートで堤防裏法面等を被覆すること（以降、「シート被覆工法」と呼ぶ）が有効と考えられるが、社会実装するためには以下の点が課題としてあげられる。

- ①シートによる堤防の被覆範囲
- ②シートの端部処理方法
- ③シートの繋ぎ目処理方法
- ④シート素材に対する要求性能の明確化及び要求性能を満たす既製品シートの検討
- ⑤シートの効率的な施工方法（設置方法）

本研究は、①～⑤の課題を解決した上で、シート被覆工法を確立することを目的としている。

<共同研究の内容>

研究内容を以下に記す。

- ①シートによる堤防の被覆範囲の検討及び水理模型実験による検証
- ②シートの端部処理方法の検討及び水理模型実験による検証
- ③シートの繋ぎ目処理方法の検討及び水理模型実験による検証
- ④シート素材に対する要求性能の検討及び要求性能を満たす既製品シートの検討
- ⑤シートの効率的な施工方法（設置方法）の検討及び実堤防での設置時間の計測による検証

３．実施期間（予定） 令和３年１１月１日 ～ 令和５年１０月３１日（全体計画２年）

４．共同研究の内容及び研究分担

研究の分担							
研究項目	研究細目	研 究 分 担			年 次 計 画		
		寒地土木 研 究 所	共同研究者		R3年度	R4年度	R5年度
			A	B			
越水発生から 堤防決壊までの 時間を引き 延ばす水防工 法に関する研 究	シートによる堤防 の被覆範囲（水理 模型実験）	◎	—	—	←→		
	シートの端部処理 方法（処理方法の 検討及び水理模型 実験）	◎	○	○	←→		

	シーートの繋ぎ目処理方法（処理方法の検討及び水理模型実験）	◎	○	○	←→		
	シート素材に対する要求性能の検討、要求性能を満たす既製品シーートの検討	○	◎	－※	←→		
	シーートの効率的な施工方法（検討及び実堤防での設置時間の計測）	○	－	◎	←→		
とりまとめ	研究成果取りまとめ	◎	◎	◎		←→	

※施工性の観点からシート素材に対する要求性能（例：シーートの重量）がある場合には
BはAに情報を提供する

※研究分担に主従がある場合は、主として分担する方に◎印、従として分担する方に○印
としている。

5. 共同研究に参画する条件及び募集する参加者数等

<参画条件>

研究内容の特性から、本公募の中で、「シーートの性能に関する研究（A）」と「洪水時等における施工方法に関する研究（B）」の2つについて、それぞれ参加者を募集し、寒地土木研究所・A・Bの3者（A、Bともに複数の企業との共同研究は可能、AとBの両方に応募することも可能）による共同研究を行うこととしたい。参画条件は以下のとおりである。（以下全ての条件を満たすこと）

- ・水防工法に関する技術開発、もしくは、シート被覆による法面や斜面の保護に関する技術開発について、
 - A：シート素材に関する技術開発を行った実績を有すること
 - B：シーートの施工方法（設置方法）に関する技術開発を行った実績を有すること
 なお、複数の企業等による共同技術開発と一社単独での技術開発のどちらでもかまわない。
- ・日本語によるコミュニケーションが問題なくできること

<参画者の選定方法>

選定方法等

以下の2つを実施して選定する。

■ 書類審査

- ・公募共同研究応募申請書
- ・公募共同研究応募総括表
- ・共同研究費用積算内訳書
- ・水防工法に関する技術開発、もしくは、シート被覆による法面や斜面の保護に関する技術開発

について、Aへの応募者はシート素材に関する技術開発を行った実績を有することがわかる資料、Bへの応募者はシートの施工方法（設置方法）に関する技術開発を行った実績を有することがわかる資料

（論文、パンフレット、特許広報資料、NETIS登録資料、技術開発報告書等）

■ 個別ヒアリング（オンラインもしくは対面による面談、または電話等による聞き取り）

6. 申請書類送付先

〒062-8602 北海道札幌市豊平区平岸1条3丁目1-34

寒地土木研究所 寒地水圏研究グループ

上席研究員 前田 俊一 宛（TEL：011-841-1639）

越水発生から堤防決壊までの時間を引き延ばす水防工法に関する研究

＜研究の背景＞

近年、越水による堤防決壊が頻発しているが、現在の水防工法における越水対策では、堤防からの越水を防ぐことに主眼が置かれており、越水発生以降に適用可能な工法・技術は確立されておらず、越水発生以降に効果を発揮する水防工法の開発が求められている。

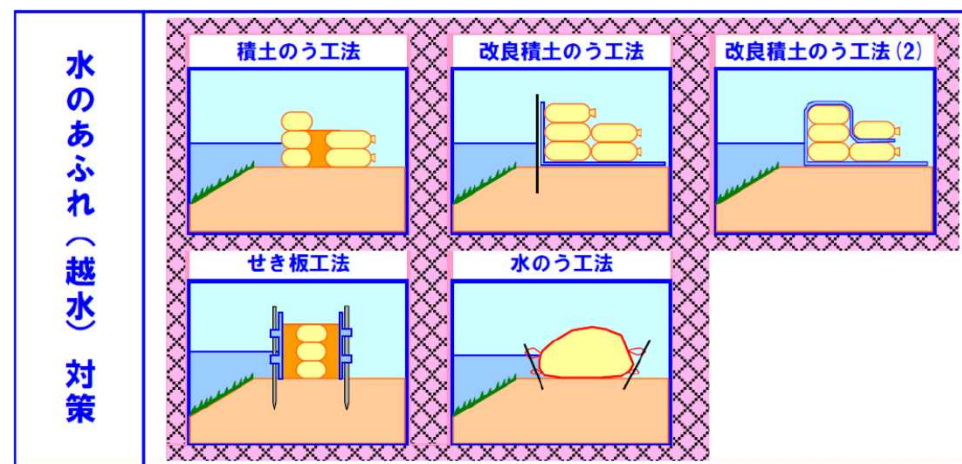
＜研究目的＞

越水から決壊までの時間を引き延ばすことのできる水防工法(シート被覆工法)を開発する。

＜具体的な手法＞

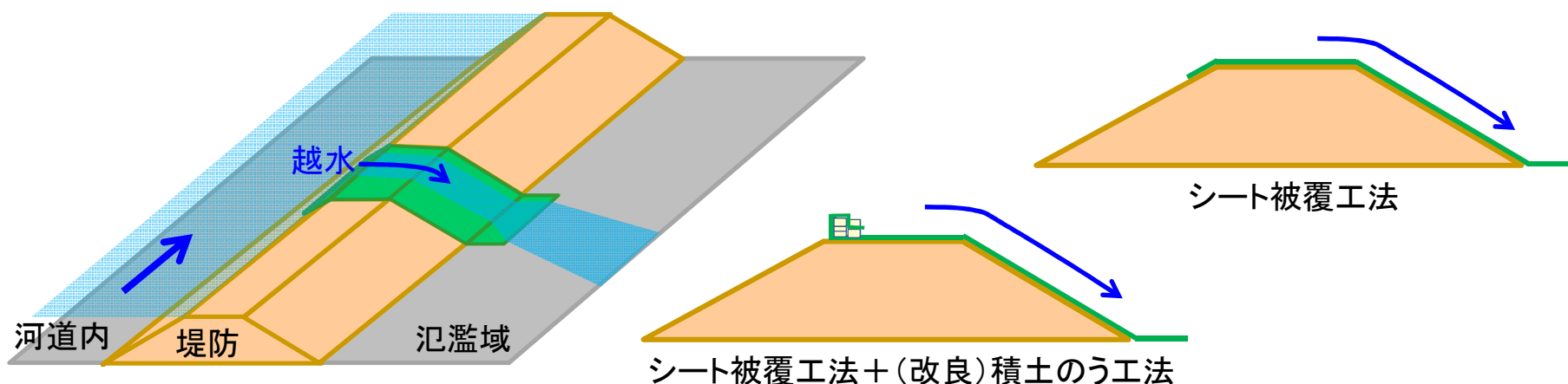
シートで堤防の裏法部等を被覆することによって越流水による堤防の侵食を遅らせる工法を開発するため、以下の検討を実施する。

- ①シートによる堤防の被覆範囲の検討及び水理模型実験による検証
- ②シートの端部処理方法の検討及び水理模型実験による検証
- ③シートの繋ぎ目処理方法の検討及び水理模型実験による検証
- ④シート素材に対する要求性能の検討、要求性能を満たすシートの検討
- ⑤シートの効率的な施工方法(設置方法)の検討及び実堤防での設置時間の計測による検証



水防工法の種類(越水対策)※

※国土交通省 中国地方整備局
時代に即した水防工法
工法選定と作製の手引き(第1回 改訂版)



＜参考資料＞共同研究における役割分担

研究項目	寒地土木研究所	A	B
①シートによる堤防の被覆範囲	水理模型実験	—	—
②シートの端部処理方法	水理模型実験	シート素材の観点から処理方法の検討	施工の観点から処理方法の検討
③シートの繋ぎ目処理方法	許容漏水量の設定、 水理模型実験	シート素材の観点から処理方法の検討	施工の観点から処理方法の検討
④シート素材に対する要求性能※	要求性能の項目の設定(決定) 要求性能の規格値等の決定	実験等による要求性能の検討※、 要求性能を満たすシートの検討	—(必要に応じてAに協力)
⑤効率的な施工方法	実堤防での実験に関する河川管理者との調整、 施工方法に関する河川管理者や水防管理者等への意見聴取	—	①～④より得られた成果をもとに、様々な堤防形状や夜間・悪天候時等にも対応できる施工方法を実堤防での設置実験を通して検討・改良し、より速やかで安全性の高い施工方法を構築

※シート素材に対する要求性能としては、透水性、単位面積あたりの重量、(引張等の)強度、防滑性、耐久性等の物理化学的な特性から、補修/維持管理の容易性、入手の容易性等が考えられ、例えば、以下のような検討内容を想定している。ただし、より良い検討手法があれば、これら以外の検討手法について妨げるものではない。また、シートは複数回の使用を想定しているので、シートの経年劣化も考慮した上で各要求性能を検討する必要がある。

(1) 透水性(防水性)

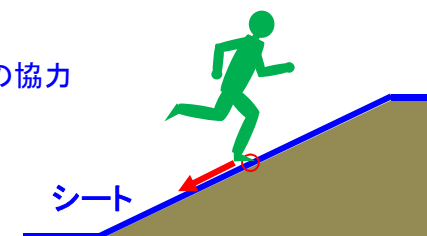
「JIS L 1092 繊維製品の防水性試験方法」に基づき、規格値を検討する。

(2) 単位面積当たりの重量

人力による運搬性、強風時での設置の容易性、(引張等の)強度、耐久性等から総合的に規格値を検討する。←Bの協力

(3) (引張等の)強度

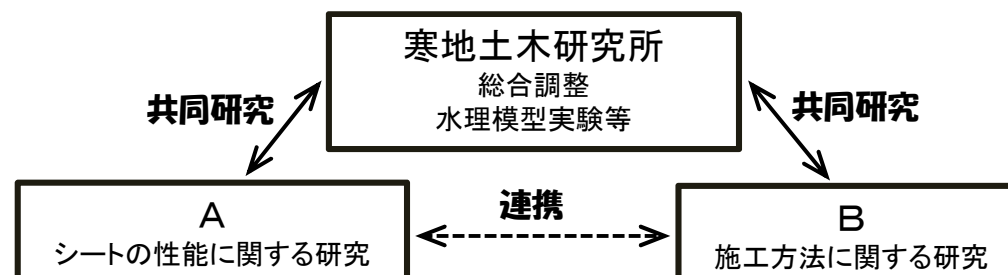
越流水がシートに及ぼす剪断力だけでなく、シートを設置・撤去する際に作業者の体重が靴を通して局所的にシートに及ぼす力(右の図)等も考慮して総合的に規格値を検討する。



(4) 防滑性

堤防法面での作業状態を適切に反映した標準的な防滑性の計測方法が無いため、床や靴底等の防滑性を計測する既存の複数の手法でシートの防滑性を仮評価した上で、実堤防での実験結果から総合的に規格値を検討する。

(5) 耐久性・補修/維持管理の容易性(倉庫に長期間保管しても劣化が進まない、設置・撤去の際にシートを傷めにくい等)
シートの原材料の物理化学的特性や、耐候性等の関連する性能値、Aの保有するノウハウ等から総合的に検討する。



公募共同研究応募申請書

令和 年 月 日

国立研究開発法人土木研究所
寒地土木研究所長 谷村 昌史 殿

(住 所)
(応募機関名)
(代表者役職・氏名)

印

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所共同研究規程（令和18年4月1日独土研寒企第9号）に基づき、下記の公募共同研究に参加したいので、公募共同研究応募総括表（別記様式3－6）、共同研究費用積算内訳書（参考資料3）のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 公募共同研究の名称 | : 越水発生から堤防決壊までの時間を引き延ばす水防工法に関する研究 |
| 2 | 添 付 資 料 | : 会社定款
: 財務諸表または決算報告書等、経済的資力を有することが確認できる資料 |
| 3 | そ の 他 | : 連絡先及び連絡担当者名 |

別記様式 3 - 6

公募共同研究応募総括表

作成 令和 年 月 日

共同研究の名称	越水発生から堤防決壊までの時間を引き延ばす水防工法に関する研究	応募者名				
研究の目的及び概要						
研究項目及び内容						
実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (年間)					
研 究 項 目	年度	年度	年度	年度	年度	備考
提示条件に対する回答 <参画条件>						
共同研究分野での研究開発実績						
当該研究に関する工事等の実績						

当該研究に関連する分野での研究開発実績							
共同研究に係る既存特許等（出願中のものを含む）							
※公開前の発明等については願書及び証明書を添付する							
発明の名称	特許番号又は出願番号	出願日	取扱い				
			実施許諾の意志の有無				
研究責任者及び研究に従事する研究員							
氏 名	役 職 名	最終学歴	研究経歴				
共同研究経費	（単位：億円）	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	総売上高 A						
当該年度	研 究 費 B						
全体計画	B / A (%)						
会社概要							
設 立							
年間売上高							
資本金							
総従業員数							
業種							
総技術者数							
うち、博士の人数 人							
修士の人数 人							
技術士の人数 人							

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

共同研究費用積算内訳書（令和○年度）	
事 項	積 算 内 訳
直接経費	共同研究を実施するに当たり、直接に支出を要する経費
備 品 費	単価 10,000 円以上のもので、1 年以上反復使用に耐えられる物品
消耗品費	実験材料等の消耗品及び上記備品以外のもの
雑役務費	実験、計算等の外注に要する費用や模型製作、文献複写、機械器具の修理、その他役務業務に要する費用
そ の 他	
機械等使用料	試験研究用機械、施設及び電子計算機等の使用料、損料
直接人件費	共同研究に直接従事する職員の人件費を担当者毎に算出し計上 (注) 担当者毎に共同研究に従事する時間を記入すること。
旅 費	目的地、単価（日数泊数）、回数、人数を記入 (※交通費及び必要に応じて宿泊費を計上)
間接経費	(直接経費＋機械等使用料) × 20%
合 計	千円

※複数年度の協定を締結する場合は年度毎に作成する。

※「別記様式 3－3」及び「別記様式 3－7」は「参考資料 3」に名称を変更するものとし、機関毎に作成する

<記入要領>

別記様式 3 - 5

公募共同研究応募申請書

貴社で持っている文書番号

令和 年 月 日

国立研究開発法人土木研究所

寒地土木研究所長 ○○ ○○ 殿

(住 所)

(応募機関名)

(代表者役職・氏名)

印

役職及び氏名を記入する。
社印及び代表者印を押印する。
※代表者は協定書締結の際の
代表者と同じになりますので
ご留意願います。

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所共同研究規程（平成18年4月1日独土研寒企第9号）に基づき、下記の公募共同研究に参加したいので、公募共同研究応募総括表（別記様式3-6）、共同研究費用積算内訳書（参考資料3）のとおり申請します。

記

- 1 公募共同研究の名称 : ○○に関する研究
- 2 添 付 資 料 : 会社定款
: 財務諸表または決算報告書等、経済的資力を有することが
確認できる資料
- 3 そ の 他 : 連絡先及び連絡担当者名

住所、所属、役職、氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスを記入する。

公募共同研究応募総括表

作成 令和〇〇年〇〇月〇〇日

共同研究の名称	〇〇に関する研究		応募者名	(株)〇〇建設		
研究の目的及び概要						
本共同研究に係る貴社の研究目的、概要を記入する。						
研究項目及び内容						
本共同研究に係る貴社が担当を希望する項目及び内容を記入する。						
実施期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 まで (〇年間)					
研 究 項 目	年度	年度	年度	年度	年度	備考
上記研究項目の年次計画を 記入する。						
提示条件に対する回答 ＜参画条件＞						
当所が提示した条件について、その項目毎にどのように満足しているかを具体的に記入する。 必要があれば、別に資料を添付することも可能。						
共同研究分野での研究開発実績						
共同研究に関する論文等（主要な論文は添付する）						
当該研究（新たに開発する研究については、関連すると思われる研究）に関して、社内外に掲 載又は発表した論文名、掲載雑誌名、学会誌名及び年月を記入する。また、その論文の写を添付 する。						
当該研究に関する工事等の実績						
当該研究（新たに開発する研究については、関連すると思われる研究）に関して、実際に工事 又は設計を担当した実績について、工事名、発注者名及び工事時期を記入する。						

当該研究に関連する分野での研究開発実績						
当該研究に関連すると思われる分野で、貴社が自費で研究・開発した成果について、項目・期間等を記入する。						
該当項目がない場合には、「特になし」と記入すること。						
共同研究に係る既存特許等（出願中のものを含む）						
※公開前の発明等については願書及び証明書を添付する						
発明の名称		特許番号又は出願番号		出願日		取扱い
						実施許諾の意志の有無
当該研究に関連する特許について、出願中のものを含め、件名、出願年月日、発明者等を記入する。なお、当該研究に抵触する可能性がある特許については、実施許諾等の取扱いについて記入する。						
＜実施を許諾する場合の記入例＞						
本共同研究の実施及び成果に既存特許が抵触する場合には、その特許の実施を許諾する。なお、その取扱いについては、当事者間の協議によるものとする。						
関連する特許がない場合には、「特になし」と記入すること。						
研究責任者及び研究に従事する研究員						
氏 名		役 職 名		最終学歴		研究経歴
研究責任者には◎印をつける。 (例) ◎寒地 太郎 寒地 次郎		所属及び役職を記入する。 ○○事業本部○○部長 ○○事業本部○○課長		専攻及び卒業年次も記入する。 ○大学○学部○学科○年 ○大学院○研究科 ○課程修了○年		本共同研究に関連する研究実績年数を記入する ○○年 ○○年
共同研究経費		(単位：億円)	年度	年度	年度	年度
別紙 1 を参照の上記入する。		総売上高 A	開始年度の前年度まで過去 5 カ年分を記入する。			
当該年度 千円		研 究 費 B				
全体計画 千円		B / A (%)				
会社概要						
設 立						
年間売上高						
資本金						
総従業員数						
業種						
総技術者数						
うち、博士の人数 人						
修士の人数 人						
技術士の人数 人						

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 縦とする。

参考資料 3

((株) ○○建設)

共同研究費用積算内訳書 (令和○年度)	
事 項	積 算 内 訳
直接経費	共同研究を実施するに当たり、直接に支出を要する経費
備 品 費	単価 10,000 円以上のもので、1 年以上反復使用に耐えられる物品
消耗品費	実験材料等の消耗品及び上記備品以外のもの
雑役務費	実験、計算等の外注に要する費用や模型製作、文献複写、機械器具の修理、その他役務業務に要する費用
そ の 他	
機械等使用料	試験研究用機械、施設及び電子計算機等の使用料、損料
直接人件費	共同研究に直接従事する職員の人件費を担当者毎に算出し計上 (注) 担当者毎に共同研究に従事する時間を記入すること。
旅 費	目的地、単価 (日数泊数)、回数、人数を記入 (※交通費及び必要に応じて宿泊費を計上)
間接経費	(直接経費 + 機械等使用料) × 20%
合 計	千円

※複数年度の協定を締結する場合は年度毎に作成する。

※「別記様式 3 - 3」及び「別記様式 3 - 7」は「参考資料 3」に名称を変更するものとし、
機関毎に作成する

別紙 1

1 共同研究経費

当該年度：当該年度に必要な経費を、別記様式「共同研究費用積算内訳書」の積み上げによる金額を記入する。

全体計画：当該研究全体（予定）の経費を記入する。

2 研究費B

会社等の内部で使用了した研究費で、人件費、原材料費、有形固定資産の購入費（又は有形固定資産の減価償却費）及びその経費を計上する。

○人件費

研究関係の全従事者に支払った給与の総額、退職金及び事業主が負担する社会保険料

○原材料費

研究のために要した主要原料費、主要材料費、補助材料費、部分品費、試作品費などを含めた総額

○有形固定資産の購入費

研究に必要なすべての有形固定資産（土地、建物、構築物、機械、装置、車両及び備品）の購入に要した費用の総額

○有形固定資産の減価償却費

研究のために必要なすべての有形固定資産に対する減価償却額の総額

○その他の経費

研究のために要した図書費、光熱水料、旅費、通信費、保険料、事務費、消耗品費、印刷費、家賃・地代等を含めた総額

「研究」については、事物・機能・現象などについて新しい知識を得るために、又は既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求をいう。特に研究のみならず、製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために行われる活動も研究業務とみなす。

＜研究活動とするもの＞

（１）研究所、研究部などで行われる本格的な活動

本格的な活動とは、研究に必要な思索、考案、情報・資料の収集、試作、実験、検査、分析、報告等をいう。研究の実施に必要な機械、器具、装置などの工作、文献調査等の活動も含む。

（２）研究所以外、生産現場である工場などでは、（１）の活動及びパイロットプラント、プロトタイプモデルの設計・製作及びそれによる試験活動

（３）研究に関する庶務・会計などの活動

なお、社内で研究を実施していなくとも委託研究などのために外部へ研究費を支出することは研究活動とする。

＜研究活動と類似しているが研究活動としないもの＞

研究所や工場などの生産現場で行われる次のような活動

（１）生産の円滑化を図るために生産工程を常時チェックする品質管理に関する活動並びに製品、半製品、生産物、土壌・大気等の検査、試験、測定及び分析

（２）パイロットプラント、プロトタイプモデルなどによる試験研究の域を脱した経済的生産のための機器設備などの設計

（３）一般的な地形図の作成、地下資源を探するための単なる探査活動及び地質調査・海洋調査・天体観測などの一般的データ収集

（４）特許の出願及び訴訟に関する事務手続き

（５）一般従業者の研修・訓練などの業務

3 総技術者数

従業者の内、研究業務に従事する者をいい、次の研究者、研究補助者及び技能者をいう。
なお、研究に関する庶務、会計、雑務などに従事する者は含まない。

○研究者

大学の過程を終了した者（又はこれと同等以上の専門的知識を有する者）で、2年以上の経歴を有し、かつ、特定の研究テーマをもって研究を行っている者

○研究補助者

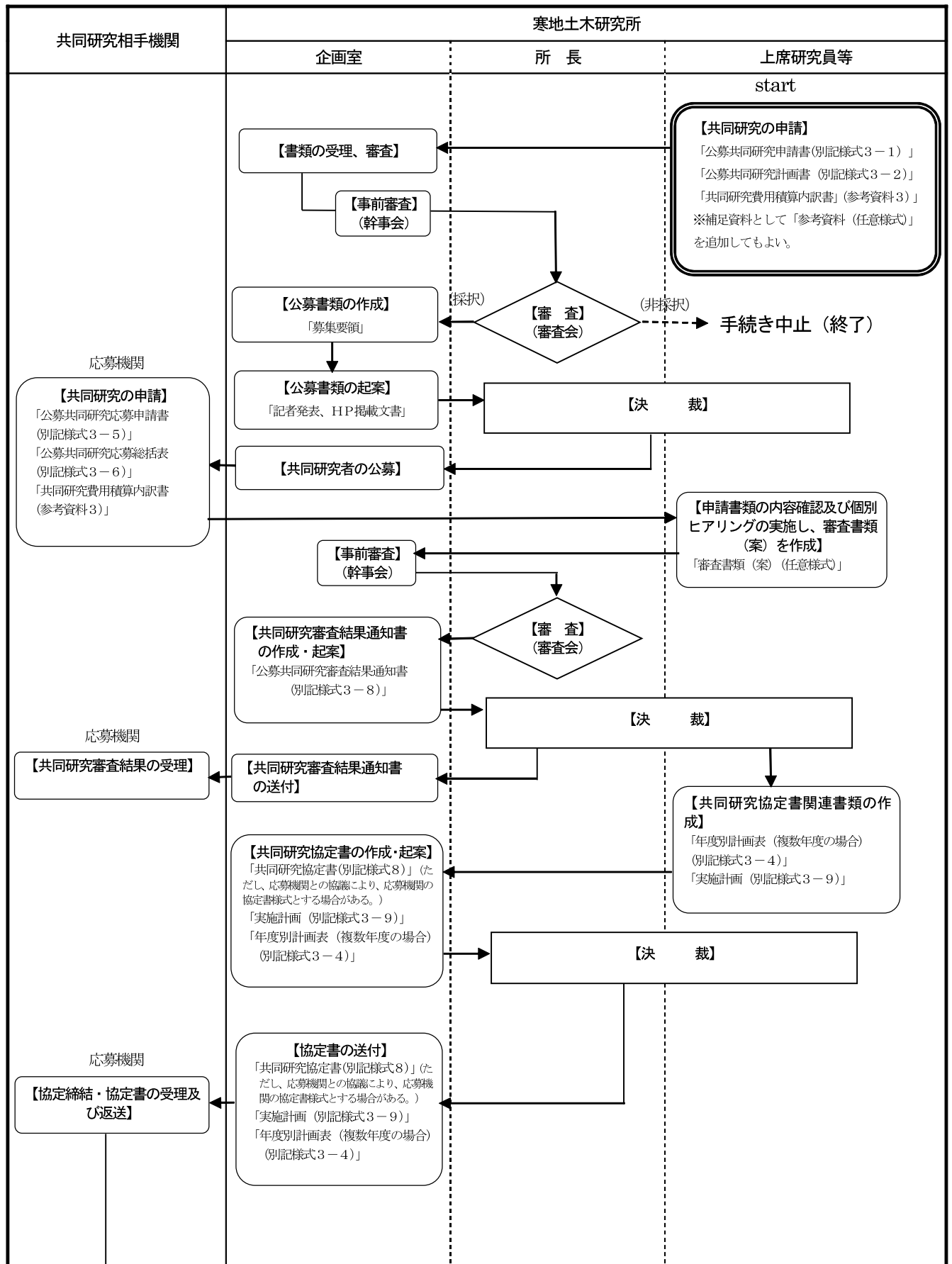
研究者を補佐し、その指導に従って従事する者で、将来研究者になる可能性のある者

○技能者

研究者、研究補助者以外の者で、研究者、研究補助者の指導、監督の下に研究に付随する技術的サービスを主として行う者

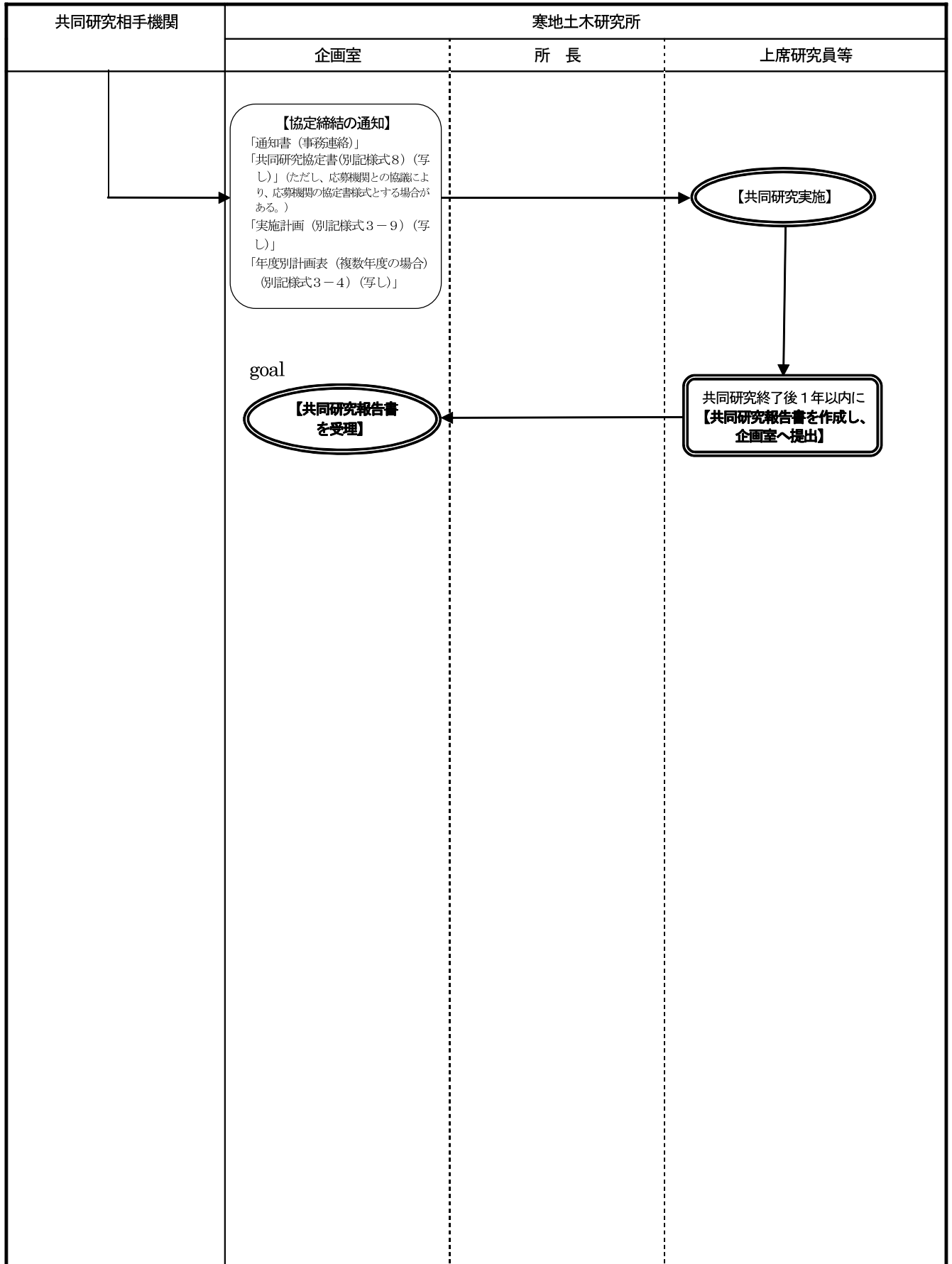
共同研究実施に関する手続きフロー（案）

【寒地土研提案型 公募共同研究】



共同研究実施に関する手続きフロー（案）

【寒地土研提案型 公募共同研究】



別記様式8 (第12条関係)
(甲乙2者間用)

共同研究協定書

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所（以下「甲」という。）及び△△△△株式会社（以下「乙」という。）は、次の各条項に従い、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に関する共同研究の実施及び成果の取扱いについて協定を締結する。

(共同研究の実施)

第1条 甲及び乙は、次の研究（以下「本共同研究」という。）を共同で実施する。

- (1) 研究開発課題名： ○○○○○に関する研究
- (2) 研究目的：
- (3) 研究内容：
- (4) 実施計画： 研究項目、参加する研究員、費用、研究分担、実施期間、実施場所及び施設の使用については、本協定書に付随する実施計画のとおりとする。

(共同研究の実施期間)

第2条 本共同研究の実施期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(実施計画の変更)

第3条 甲及び乙は、第1条第4号に規定する実施計画の内容を変更しようとするときは、甲及び乙が協議の上、変更するものとする。

(共同研究の中止)

第4条 甲及び乙は、天災その他やむを得ない理由により本共同研究を継続することが困難となったときは、甲及び乙が協議の上、本共同研究を中止することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定により本共同研究を中止したことによる相手方に生じる一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(災害時の取扱い)

第5条 甲又は乙に属する研究員が本共同研究の実施に関して被った災害の補償について、相手方は賠償する責を負わないものとする。ただし、当該災害が相手方の過失に起因する場合はその限りではないものとし、負担割合については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(共同出願)

第6条 甲又は乙に属する研究員が本共同研究の実施に伴い共同して発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、甲及び乙が共同して出願を行うものとする。ただし、相手方の同意を得たときはこの限りでない。

2 前項の共同出願を行おうとするときは、特許権の持分、手続者、手続方法及び費用負担につ

いて、甲及び乙が協議の上共同出願契約を締結するものとする。

(単独出願)

第7条 甲又は乙に属する研究員が本共同研究の実施に伴い独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を行った研究員の属する甲又は乙が行うものとする。ただし、事前に文書で相手方の同意を得るものとする。

(優先実施権)

第8条 甲及び乙が本共同研究の実施に伴い得た成果（以下「研究成果」という。）に係る発明であって甲及び乙の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権

（以下「共有に係る特許権等」という。）について、甲が乙又は乙の指定する者以外には実施の許諾を行わないこととする独占的な通常実施権（以下「優先実施権」という。）の付与を、乙又は乙の指定する者は、甲に求めることができる。

2 甲は、前項における乙又は乙の指定する者からの優先実施権の付与の求めに対して必要があると認められるときは、優先実施権を付与することができる。

3 第1項において、乙又は乙の指定する者が、甲に優先実施権の付与を求めることができる期間は、共有に係る特許権等の出願の日から1年半以内の期間とする。

(優先実施権の付与の中止)

第9条 甲は、乙又は乙の指定する者が共有に係る特許権等を前条に定める優先的実施の期間において正当な理由なく実施しないときは、優先実施権の付与を中止することができる。

2 甲は、乙又は乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損うと認められるときは、優先実施権の付与を中止することができる。

(実施料)

第10条 甲及び乙は、共有に係る特許権等を実施しようとするときは、相手方と実施料等について協議し、実施契約を締結するものとする。

2 乙は、国立研究開発法人土木研究所理事長に承継された特許権等を実施しようとするときは、甲の許諾を得た後、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

3 共有に係る特許権等について、乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、実施契約に基づき甲及び乙に帰属するものとする。

(特許料等)

第11条 特許の出願等に要する費用の負担については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 甲又は乙は、相手方が前項に定める特許の出願等に要する経費の支払をしないときは、相手方が当該権利に係る持分を放棄したものとみなすことができる。

(その他知的財産権)

第12条 第6条から第11条までの規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利並びにその他の知的財産権について準用する。

(秘密の保持)

第13条 甲又は乙は、相手方の同意なしに、本共同研究の過程及び結果知り得た秘密を甲及び

乙以外の者に漏らしてはならない。

2 甲又は乙は、本共同研究の実施期間中及び実施期間が終了した後において、研究成果を甲又は乙以外の者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、事前に文書で相手方の同意を得るものとする。ただし、次の各号の一つに該当することを証明できるものはこの限りではない。

- (1) 相手方から知得する以前から既に公知のもの。
- (2) 相手方から知得した後に自己の責に帰し得ない理由で公知となったもの。
- (3) 本共同研究開始以前から既に所有していたもの。
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの。

(派遣者の受入)

第14条 甲は、本共同研究の実施に必要があると認めたときは、乙が派遣する者を甲に受け入れることができる。なお、派遣者の受入にあたっては、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所流動研究員規程を適用するものとする。

(施設等の使用)

第15条 甲又は乙は、本共同研究の実施に必要があると認めたときは、甲又は乙の施設の一部を相手に使用させることができる。

2 施設等の使用にあたり、甲又は乙の責に帰すべき事由により甲又は乙の施設等の一部を滅失し又は毀損したときは、使用した相手において補填し、修理し又はその損害額を金銭で弁償するものとする。

(共同研究協定の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当し、当該事項について相手方へ文書による催告後14日以内に是正されないときは、共同研究協定を解除することができる。

- (1) 共同研究の遂行に寄与していないと認めたとき
- (2) 共同研究に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- (3) 当該協定に違反したとき

2 前項において、解除された者は、本共同研究に係る一切の権利を放棄するとともに、第13条の規定を本共同研究終了後から1年半の間、遵守することとする。

(協定有効期間)

第17条 本協定の有効期間は、第2条に規定した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条（共同出願）、第8条（優先実施権）、第9条（優先実施権の付与の中止）、第10条（実施料）、第11条（特許料等）及び第12条（その他知的財産権）の規定は、本共同研究において発生した知的財産権の権利存続期間中有効とし、第7条（単独出願）及び第13条（秘密の保持）の規定は、本協定終了後1年半有効とする。

(業務委託契約締結の禁止)

第18条 乙は、本共同研究の実施に当たり甲と本共同研究に係る業務委託契約を締結することができないものとする。

(付属書)

第19条 甲及び乙は、本共同研究を効率的かつ合理的に実施するため、グループを編成するも

のとし、当該グループの編成に伴う知的財産権の帰属並びに本協定書の読替え等については、
巻末の共同研究協定書付属書でこれを定める。

(注) 第19条について、グループを編成しない場合は、削除するものとする。

(協議)

第20条 この協定書に定めるもののほか、この協定に疑義が生じた場合、その他必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書●通を作成し甲及び乙がそれぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 札幌市豊平区平岸1条3丁目1番34号
国立研究開発法人土木研究所
寒地土木研究所長 ○○ ○○ 印

乙 (住 所)
(機 関 名)
(代表者名) 印

共同研究協定書付属書

(グループの編成)

第1条 甲及び乙は、協定書第19条の規定に基づき、グループを編成するものとする。

2 前項に規定するグループは、別表1第一欄に規定するグループとし、当該グループは同表第二欄に規定する研究参加機関で構成するものとする。

(グループの編成に伴う知的財産権の帰属)

第2条 別表1第一欄に規定する各グループ内の研究活動において発生した知的財産権は、別表1第二欄に規定するグループ構成機関に帰属するものとする。

2 前項の規定に伴い、協定書に規定する条文のうち、別表2第一欄に掲げる条文の適用にあたっては、同表第二欄に掲げる字句は、同表第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 前2項の規定によらず、知的財産権の帰属するグループに属する者全員の同意を得たときは、他のグループ構成機関も含めて当該知的財産権を帰属させることができるものとする。

(付属書の変更)

第3条 本付属書を変更する場合は、甲及び乙が協議の上行うものとする。

(協議)

第4条 本付属書で定めるもののほか、この付属書について疑義が生じた場合、その他必要な事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

別表1 グループ編成

第一欄 (グループ名称)	第二欄 (グループ構成機関名)
グループA	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所 〇〇〇〇(株)
グループB	国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所 △△△△(株)

別表2 協定書の読替え

第一欄 (読替えの対象となる 協定書の条文)	第二欄 (読み替えられる字句)	第三欄 (読み替える字句)
第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条及び第13条	乙	甲以外のグループ構成機関